

全員協議会資料

(令和7年3月12日)

(協議案件)

①特定居住（二地域居住）促進計画の策定について

まちづくり推進課

政策推進グループ

特定居住（二地域居住）促進計画の策定について

1. 特定居住（二地域居住）とは？

二地域居住とは、主に都市部と地方部など複数の地域に居住し、生活を行うスタイルを指す。例えば、都市部での仕事と地方でのリフレッシュや農業などの活動を両立させることができる。

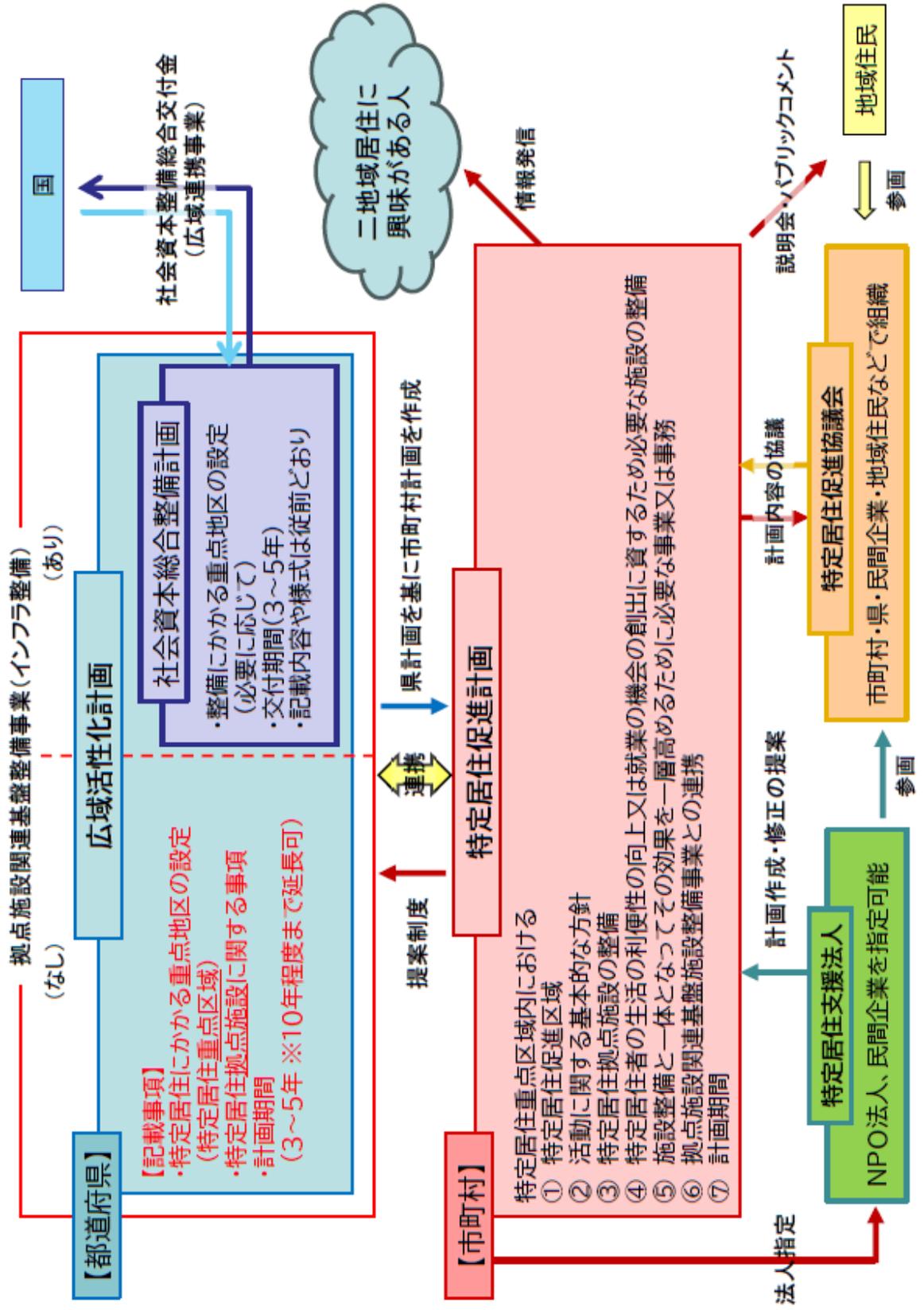
2. 二地域居住のメリット

- 生活の多様性：都市と地方の良さを享受
- 地域活性化：地方に住む人が増えることで地域経済の活性化
- 自然との共生：自然環境の中での生活が可能になり心身のリフレッシュ
- コミュニティの形成：新たな人間関係やコミュニティの形成

3. 特定居住促進計画策定による効果

- ① 財政的支援：特定地域に指定されることで、国や地方自治体からの補助金や助成金が受けられる可能性が高まる。これにより、地域の活性化に向けたプロジェクトや施策の実施が容易になる。
- ② 地域資源の活用：特定地域に指定されることで、地域の特性や資源を活かした施策を展開しやすくなる。これにより、地域の魅力を高め、観光や産業の振興につながる。
- ③ 人材の誘致：特定地域としての認知度が高まることで、移住希望者や企業の誘致が進む可能性が高まる。これにより、地域の人口増加や経済活動の活性化が期待される。
- ④ 地域間連携の強化：特定地域に指定されることで、他の地域との連携や協力が促進され、広域的な活性化策を展開することが可能になる。
- ⑤ 地域住民の意識向上：特定地域としての取り組みを通じて、地域住民の意識が高まり、地域への愛着や参加意識が強化される。

制度の全体像



厚真町特定居住促進計画の概要について

1. 計画概要

- (1) 上位計画 二地域居住に係る広域的地域活性化基盤整備計画（北海道）
- (2) 計画期間 2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5箇年

2. 特定居住促進区域 市街化区域内の工業専用地域(苫東地域)を除いた区域

3. 特定居住の促進に関する基本的な方針

- (1) めざす姿 あつまる、つながる、まとまる 活躍のあつまるまち あつま
- (2) 基本的な方針
 - 1) 多様なライフスタイルに対応した二地域居住への柔軟な住まいの対応
 - 2) 多様な働き方を可能にする環境と機会の創出
 - 3) 地域への貢献を最大化するためのコミュニティ整備
- (3) 目標 累計二地域居住者数 2029(令和11)年度：200名(町人口の5%)
※関係人口アプリ「ATSUMA LOVERS」で管理

4. 特定居住拠点施設の整備 特定居住促進区域内の既存4施設

5. 関連施設の整備 特定居住促進区域内の既存4施設

6. 施設整備と一体となってその効果を一層高める事務事業

- (1) ニーズに合った住まいの確保
- (2) 起業支援プログラムを通じた新たな事業創出の促進
- (3) 場所に縛られない働き環境の提供
- (4) 副業・複業等を通じたニーズにあったなりわいの確保
- (5) 地域交流拠点の整備・運営
- (6) 地域コミュニティとの交流機会の創出

7. 拠点施設関連基盤施設整備事業※との連携 ※北海道事業、記載なし

8. その他

- (1) 都道府県知事への意見聴取 ※現在、実施中
- (2) 促進区域内の住民意見を反映するために必要な措置に関する事項
現在策定中の、第5次厚真町総合計画のアンケート結果から抜粋
- (3) 都市計画との調和に関する事項
苫小牧圏都市計画区域MPおよび厚真町都市計画MPと調和